



地域防犯設備効果体感事業のご案内

富山県警察本部
生活安全企画課
076-441-2211

県警察では平成30年10月から町内会等に防犯カメラの貸出しを行い、その設置効果を体感して頂く事業を行っています。ご関心のある方は管轄の警察署にご相談ください。

○貸出対象

町内会、自治振興会、防犯パトロール隊等の地域住民で結成されている団体（以下町内会等）

○貸出期間

4か月

○貸出回数

各町内2台まで

※ご負担頂くもの等

電気代は町内会等のご負担

貸出期間中の保守・管理費は警察が負担

カメラを設置する場所（例えば一般住宅、公民館の電気引き込みポール等）と電源（家庭用AC電源等）の準備が必要

防犯カメラの設置効果を体感しませんか

地域の犯罪
抑止対策に



通学路等の
児童の見守り
対策に

【防犯カメラ設置の留意事項】

1. 防犯カメラの設置について合意を得る

町内会等内で設置に反対意見があった場合、トラブルのもとになりますので、町内会等の総会等で合意を得てください。

2. カメラの撮影範囲に係る住宅世帯等に承諾を得る

承諾を得ず撮影を行った場合、プライバシーの問題に発展する場合があります。

3. 貸出中の防犯カメラ映像の閲覧について

映像の閲覧は町内会等の承諾を得て警察官が行います。町内会等で閲覧を希望する場合は、警察署に閲覧申請を行い適当と認められた場合に限りです。

申請から貸出設置までの流れ

警察署に相談

○設置場所を管轄する警察署が窓口となります。

現地調査

○貸出しを希望する町内会等の代表者、警察担当者、設置業者で現地を確認し、カメラの取付可能場所や防犯上効果的な設置場所を検討します。

貸出申請書の提出

○管轄警察署に申請書を提出

貸出・設置



○管理運用規程を作成し、借受書を管轄警察署に提出

貸出期間(4か月)の終了

○町内会等で、継続設置を希望される場合は、カメラを設置業者から買取ることができます。
○継続設置しない場合は、カメラを取り外すこととなります。

